

関係各位

(会員、道・振興局・教育委員会、市町村および各教育委員会など)

NPO法人北海道遺産協議会

会長 小玉 俊宏

2026(令和8)年度「ほっかいどう遺産WAON」による地域の北海道遺産保全・活用への助成について

日ごろより、北海道遺産の保全・活用の推進に、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2011(平成23)年に北海道遺産の保全活動への支援を目的として「ほっかいどう遺産WAON」が発行され、イオン北海道株式会社様、株式会社ダイエー様より継続したご寄付をいただいております。

いただいたご寄付をもとに、例年、年度当初に助成事業の募集・選定をおこなってまいりましたが、2026(令和8)年度からは事業がより円滑に実施いただけるよう、前年度内に募集・選定することといたしました。

つきましては、下記のように、2026(令和8)年度に実施する事業提案を募集させていただきます。別紙の留意事項および要綱等をご確認のうえ、所定の様式にてご応募ください。

なお、この情報は各地域の北海道遺産に関連する団体等にも広くお伝えいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 助成対象事業 北海道遺産の保全・活用に関する事業
(広報活動、人材育成、地域経済の活性化につながる取組など)
- 2 助成対象団体 北海道遺産協議会会員団体、市町村、
北海道遺産協議会会員を構成員に含む実行委員会等
- 3 助成区分・金額等 ①一般枠(1件あたり50万円以内)
②縄文遺産活動支援枠(1件あたり50万円以内)
③広域先導モデル枠(1件あたり100万円以内)
※広域化・共同化・複合化等他地域のモデルとなる事業に対し、事業の規模や効果に応じ、助成額の増額も含め戦略的な支援を行います。
- 4 応募方法 別添様式に必要事項を記載の上、メール若しくはFAXにて、
下記、応募・問合せ先までご応募ください。
※各様式は次のURL、またはQRコードよりダウンロードいただけます。
http://www.hokkaidoisan.org/download_format.html
- 5 締切 2026(令和8)年2月13日(金) (必着)
- 6 応募・問合せ先 NPO法人北海道遺産協議会事務局(担当:弓田、矢野)
【お問合せフォームURL、QRコード】
<https://www.hokkaidoisan.org/inquiry.php>
E-mail info@hokkaidoisan.org
Tel 011-218-2858 / Fax 011-232-4918
〒060-0041札幌市中央区大通東2丁目第36桂和ビル7階



以上

<ほっかいどう遺産 WAON>

- 発行日:2011(平成23)年7月28日
- 発行枚数:約35万枚(2025(令和7)年2月末時点)
- 道内約2万7,000箇所(2025年6月末現在、自動販売機・タクシー・ドライバー端末を除く)のイオングループ、「ローソン」、「ファミリーマート」、「セイコーマート」、「ツルハ」、「サツドラ」などで使用可能
- 年間使用額の一部が北海道遺産協議会へ寄付
2024(令和6)年度寄付額:17,378,818円
2011(平成23)年度～累計寄付総額:178,920,471円



実 施 要 綱

第 1 目的

- ・ 本助成は、イオン北海道株式会社、株式会社ダイエー発行の「ほっかいどう遺産WAON」による寄付に基づき、各地域の北海道遺産の保全・活用に係る事業を支援することを目的として実施する。

第 2 助成対象事業

- ・ 助成の対象は、北海道遺産選定地域の自治体・NPO・その他団体等が行う環境整備（歩道の整備、案内板の設置等）、PRツール（パンフレット等）の作成、体験学習会・イベントの開催など、各北海道遺産の保全・活用に係る事業等とする（いくつかの団体等が協力して行う事業も可）。
- ・ 助成実施年度（4月1日～翌年3月31日までを事業年度とする。以下同じ。）内に行う事業とする。

第 3 助成対象団体

- ・ 助成対象団体は、次の各項のいずれかに該当する団体とする。
 - 1 北海道遺産協議会会員団体
 - 2 市町村
 - 3 北海道遺産協議会会員を構成員に含む実行委員会等の団体

第 4 助成対象経費、件数および助成額

- ・ 助成対象となる経費は、第 2 の事業を行うために必要な経費とする。ただし、助成対象団体の構成員等に対する人件費の支払いを対象外とする。※ただし、当該事業の実施に伴い追加的に要する人件費については算定方法を考慮の上、対象となる場合がある。
- ・ 助成金の額は助成対象となる経費の合計額から他の助成団体からの補助金または助成金および入場料等の収入を除いた額とする。
- ・ 助成件数、助成額は、イオン北海道、ダイエー、北海道遺産協議会の協議により決定する。

第 5 助成の申請手続き

- ・ 助成を希望する団体は、助成申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添付の上、別に定める期日までに提出するものとする。

第 6 助成対象事業の決定等

- ・ イオン北海道、ダイエー、北海道遺産協議会の協議により助成対象事業を決定する。
- ・ 決定後、北海道遺産協議会は第 5 の規定による助成申請書を提出した団体に対して助成金の交付もしくは不交付を助成審査結果通知書（別記第 2 号様式）により通知する。

第 7 助成金の交付

- ・ 助成金の交付は、原則として精算払いとし、助成対象団体が、第 10 に定める事業報告書および収支計算書の提出を行い、北海道遺産協議会が事業の完了を確認後、速やかに対象団体の指定する口座に振り込むものとする。
- ・ 必要と認めた場合には、事業完了前の概算払いの方法によることもできるものとする。

第 8 助成対象事業内容等の変更

- ・ 助成金の交付を受けた団体が、当該助成の対象となった事業内容等を変更しようとする場合には、変更の内容が軽微なものを除き、速やかに第 5 の例により変更後の助成申請書を提出しな

ければならない。

- ・ 変更の申請があった場合には必要に応じ、第6の例により協議及び決定等を行う。

第9 助成対象事業の実施確認

- ・ 北海道遺産協議会は、必要に応じて、助成対象事業が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査の方法等により確認する。

第10 事業の報告について

- ・ 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後、助成実施年度の3月31日までに事業報告書（別記第3号様式）および収支計算書（別記第4号様式）に関係書類を添付のうえ、北海道遺産協議会に提出しなければならない。

第11 助成金の額の確定

- ・ 概算払いされた助成金額が精算額よりも多い場合は、北海道遺産協議会から通知する助成金返還請求書（別記第5号様式）により、その差額を返還しなければならない。

第12 助成の取り消し及び助成金の返還等

- ・ 助成金交付の決定若しくは交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の全部または一部を取り消すことができる。
 - 1 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - 2 助成金を他の用途に使用したとき。
 - 3 その他助成の決定の内容若しくはこれに付帯した条件又はこの要項の規定に違反したとき。
- ・ 助成を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付を受けた団体に対し、期限を定めて助成金返還請求書により返還を命ずるものとする。
- ・ 返還すべき助成金を期日までに返還しなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95%の割合で計算（年365日割計算）した違約延滞金を支払わなくてはならない。

第13 帳簿等の整備

助成金の交付を受けた団体は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

第14 委任

- ・ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、イオン北海道、ダイエー、北海道遺産協議会の協議により定める。

附 則

- ・ この要綱は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則（2014（平成26）年5月1日改正）

- ・ この要綱は、2014（平成26）年5月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年5月1日改正）

- ・ この要綱は、2015（平成27）年5月1日から施行する。

附 則（2024（令和6）年12月1日改正）

- ・ この要綱は、2024（令和6）年12月1日から施行する。
- 附 則（2025（令和7）年4月1日改正）
- ・ この要綱は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

2026(令和8)年度

「ほっかいどう遺産WAON」による地域の北海道遺産保全・活用への助成について

留意事項

○助成の対象となる事業

- ・ 助成の対象は、北海道遺産選定地域の自治体・NPO・大学および学生団体・その他団体等が行う各北海道遺産の保全・活用に関する事業や地域経済の活性化につながる事業とします(いくつかの団体等が協力して行う活動も可)。
- ・ 2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日までに実施する活動を対象とします。
- ・ 助成対象団体の構成員に対する人件費(賃金・給与)は助成対象外です。
※ただし、当該事業の実施に伴い追加的に要する人件費については算定方法を考慮の上、対象となる場合があります。
- ・ 広域先導モデル枠は、広域化・共同化・複合化等他地域のモデルとなる事業とします。
例) * 多文化(芸術、食文化、音楽等)の横断的な魅力発信や交流発展に資する取組
* 広域かつ多団体連携での北海道遺産推進の取組み
* 親和性のある団体等との広域周遊モデルの実証
* 先進の技術や表現方法を用いたデジタルコンテンツの制作

○事業の広報と報告について

- ・ 申請書に記載の「事業の広報方法」を実施し、広報の際には協議会に適宜メール等でご連絡をお願いします。協議会でも広報・情報発信をいたします。
- ・ 広報物や制作物等には、「北海道遺産ロゴマーク」と「ほっかいどう遺産WAON券面画像」、及び「ほっかいどう遺産WAON」の助成により作成した旨を積極的にご記載をお願いします。
- ・ 事業結果については、事業報告書、収支計算書、事業の様子がわかる写真の提出等の他、北海道遺産交流会議や年数回発行予定の「北海道遺産だより」(北海道遺産協議会発行の情報誌)でご報告いただく場合があります。

○助成の対象となる団体

- ・ 助成の対象は、北海道遺産協議会の正会員または賛助会員(以下「会員」という。)、市町村、及び会員を構成員に含む実行委員会等の団体とします。

<参考>

- ・ 事業の内容によっては、イオングループ各店舗と連携(イベント等の実施、チラシの設置など)した取り組みが実施できる可能性もあります。また、イオン北海道では、イオンの店舗がある地域の小学生や中学生を対象に環境学習を行うエコクラブ「イオンチアーズクラブ」を運営しており、子どもたちによる各地域での環境体験学習などを行っています。

※イオンチアーズクラブ<https://www.aeon.info/sustainability/social/cheers/>

<お問合わせ先>

北海道遺産協議会事務局(担当:弓田・矢野)
Tel 011-218-2858 Fax 011-232-4918
E-mail info@hokkaidoisan.org
〒060-0041
札幌市中央区大通東2丁目第36桂和ビル7階

希望する助成区分に○をつけてください

1. 助成金を使用したい事業の内容

遺産の名称				助成区分		
団体名				一般	縄文遺産活動支援	広域先導モデル(※)
事業の名称						
事業の概要	(1) 事業の目的 当てはまるものに☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 構成資産の維持保全・清掃美化 <input type="checkbox"/> アクセスの円滑化 <input type="checkbox"/> 担い手の育成・確保 <input type="checkbox"/> 認知度の向上 <input type="checkbox"/> 魅力の向上 <input type="checkbox"/> その他 上記で「その他」と回答した場合、その概要をご記入ください。 []					
	(2) 事業の概要 なにをどのように実施するかご記入ください。					
	(3) 事業の効果 この事業を行うことでどのような効果が期待されるかご記入ください。					
次年度以降の展開、遺産のアピール度の向上、次世代の担い手づくり、新規性など、遺産活動の発展にとって期待される効果について記載ください。広域先導モデル枠は、広域性、協働・連携価値の創造、複合化等、他地域のモデルとなる点についても記載ください。						
実施予定	開始予定日	年	月	日	完了予定日	年 月 日
事業費	(事業費総額) 円					
	内 訳					
	収 入			支 出		
	区 分	金 額		区 分	金 額	
	助成希望額					
自己資金						

